

## 議案第1号

長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について

上記議案を提出します。

平成29年3月7日

長与町長 吉田 慎一

### 提案理由

平成29年3月31日をもって南高北部環境衛生組合が解散することに伴い、長崎縣市町村総合事務組合の共同処理する団体に変更が生じるもの。

## 長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定に基づき、平成 29 年 3 月 31 日をもって、長崎県市町村総合事務組合から、南高北部環境衛生組合を脱退せしめ、長崎県市町村総合事務組合の規約を次のとおり変更することについて議会の議決を求める。

### 長崎県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

長崎県市町村総合事務組合規約（平成 8 年 3 月 27 日自治許第 40 号）の一部を次のように変更する。

別表第 1 を次のように改める。

#### 別表第 1（第 2 条関係）

##### 組合を組織する組合市町村

長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町、東彼地区保健福祉組合、雲仙・南島原保健組合、島原地域広域市町村圏組合、県央県南広域環境組合、北松北部環境組合、県央地域広域市町村圏組合、長崎県後期高齢者医療広域連合、長与・時津環境施設組合

別表第 2 を次のように改める。

#### 別表第 2（第 3 条、第 13 条～第 16 条関係）

##### 組合の共同処理する事務と団体

第 3 条第 1 号に関する事務	長崎市、佐世保市、島原市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町、東彼地区保健福祉組合、雲仙・南島原保健組合、島原地域広域市町村圏組合、県央県南広域環境組合、北松北部環境組合、長崎県後期高齢者医療広域連合 ただし、長崎市、佐世保市及び大村市は、資金管理及
------------------	--

	び出納事務に限る。
第3条第2号から第8号までに 関する事務	島原市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町
第3条第9号に 関する事務	島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町、東彼地区保健福祉組合、雲仙・南島原保健組合、島原地域広域市町村圏組合、県央県南広域環境組合、北松北部環境組合、県央地域広域市町村圏組合、長崎県後期高齢者医療広域連合、長与・時津環境施設組合
第3条第10号に 関する事務	島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町
第3条第11号に 関する事務	島原市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町
第3条第12号アに 関する事務	島原市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町
第3条第12号イに 関する事務	島原市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町
第3条第13号に 関する事務	島原市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町、東彼地区保健福祉組合、雲仙・南島原保健組合、島原地域広域市町村圏組合、県央県南広域環境組合、北松北部環境組合

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

# 長崎県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約（案） 新旧対照表

改正（案）	現行				
<p>附 則 （略）</p> <p>別表第 1 （第 2 条関係）</p> <p style="text-align: center;">組合を組織する組合市町村</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町、東彼地区保健福祉組合、雲仙・南島原保健組合、島原地域広域市町村圏組合、県央県南広域環境組合、北松北部環境組合、県央地域広域市町村圏組合、長崎県後期高齢者医療広域連合、長与・時津環境施設組合</p> </div> <p>別表第 2 （第 3 条、第 1 3 条～第 1 6 条関係）</p> <p style="text-align: center;">組合の共同処理する事務と団体</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: top;">第 3 条第 1 号に関する事務</td> <td> <p>長崎市、佐世保市、島原市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町、東彼地区保健福祉組合、雲仙・南島原保健組合、島原地域広域市町村圏組合、県央県南広域環境組合、北松北部環境組合、長崎県後期高齢者医療広域連合</p> <p>ただし、長崎市、佐世保市及び大村市は、資金管理及び出納事務に限る。</p> </td> </tr> </table>	第 3 条第 1 号に関する事務	<p>長崎市、佐世保市、島原市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町、東彼地区保健福祉組合、雲仙・南島原保健組合、島原地域広域市町村圏組合、県央県南広域環境組合、北松北部環境組合、長崎県後期高齢者医療広域連合</p> <p>ただし、長崎市、佐世保市及び大村市は、資金管理及び出納事務に限る。</p>	<p>附 則 （略）</p> <p>別表第 1 （第 2 条関係）</p> <p style="text-align: center;">組合を組織する組合市町村</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町、東彼地区保健福祉組合、雲仙・南島原保健組合、<b>南高北部環境衛生組合</b>、島原地域広域市町村圏組合、県央県南広域環境組合、北松北部環境組合、県央地域広域市町村圏組合、長崎県後期高齢者医療広域連合、長与・時津環境施設組合</p> </div> <p>別表第 2 （第 3 条、第 1 3 条～第 1 6 条関係）</p> <p style="text-align: center;">組合の共同処理する事務と団体</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: top;">第 3 条第 1 号に関する事務</td> <td> <p>長崎市、佐世保市、島原市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町、東彼地区保健福祉組合、雲仙・南島原保健組合、<b>南高北部環境衛生組合</b>、島原地域広域市町村圏組合、県央県南広域環境組合、北松北部環境組合、長崎県後期高齢者医療広域連合</p> <p>ただし、長崎市、佐世保市及び大村市は、資金管理及び出納事務に限る。</p> </td> </tr> </table>	第 3 条第 1 号に関する事務	<p>長崎市、佐世保市、島原市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町、東彼地区保健福祉組合、雲仙・南島原保健組合、<b>南高北部環境衛生組合</b>、島原地域広域市町村圏組合、県央県南広域環境組合、北松北部環境組合、長崎県後期高齢者医療広域連合</p> <p>ただし、長崎市、佐世保市及び大村市は、資金管理及び出納事務に限る。</p>
第 3 条第 1 号に関する事務	<p>長崎市、佐世保市、島原市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町、東彼地区保健福祉組合、雲仙・南島原保健組合、島原地域広域市町村圏組合、県央県南広域環境組合、北松北部環境組合、長崎県後期高齢者医療広域連合</p> <p>ただし、長崎市、佐世保市及び大村市は、資金管理及び出納事務に限る。</p>				
第 3 条第 1 号に関する事務	<p>長崎市、佐世保市、島原市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町、東彼地区保健福祉組合、雲仙・南島原保健組合、<b>南高北部環境衛生組合</b>、島原地域広域市町村圏組合、県央県南広域環境組合、北松北部環境組合、長崎県後期高齢者医療広域連合</p> <p>ただし、長崎市、佐世保市及び大村市は、資金管理及び出納事務に限る。</p>				

第3条第2号から第8号までに関する事務	島原市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町
第3条第9号に関する事務	島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町、東彼地区保健福祉組合、雲仙・南島原保健組合、島原地域広域市町村圏組合、県央県南広域環境組合、北松北部環境組合、県央地域広域市町村圏組合、長崎県後期高齢者医療広域連合、長与・時津環境施設組合
第3条第10号に関する事務	島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町
第3条第11号に関する事務	島原市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町
第3条第12号アに関する事務	島原市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町

第3条第2号から第8号までに関する事務	島原市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町
第3条第9号に関する事務	島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町、東彼地区保健福祉組合、雲仙・南島原保健組合、 <b>南高北部環境衛生組合</b> 、島原地域広域市町村圏組合、県央県南広域環境組合、北松北部環境組合、県央地域広域市町村圏組合、長崎県後期高齢者医療広域連合、長与・時津環境施設組合
第3条第10号に関する事務	島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町
第3条第11号に関する事務	島原市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町
第3条第12号アに関する事務	島原市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町

第3条第12号イに関する事務	島原市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町
第3条第13号に関する事務	島原市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町、東彼地区保健福祉組合、雲仙・南島原保健組合、島原地域広域市町村圏組合、県央県南広域環境組合、北松北部環境組合

第3条第12号イに関する事務	島原市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町
第3条第13号に関する事務	島原市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町、東彼地区保健福祉組合、雲仙・南島原保健組合、 <b>南高北部環境衛生組合</b> 、島原地域広域市町村圏組合、県央県南広域環境組合、北松北部環境組合